

子ども見守りシートの活用について

桜花の候、保護者の皆様におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃より、八王子市の教育活動にご理解とご協力を賜りありがとうございます。

さて、「いじめを許さないまち八王子条例」第7条では、いじめの防止等について保護者の責務が定められています。そこで、八王子市教育委員会では、家庭と学校が連携して、お子様の些細な変化に気付く「いじめの芽」の段階で早期対応していくために「子ども見守りシート」を作成し配布しています。

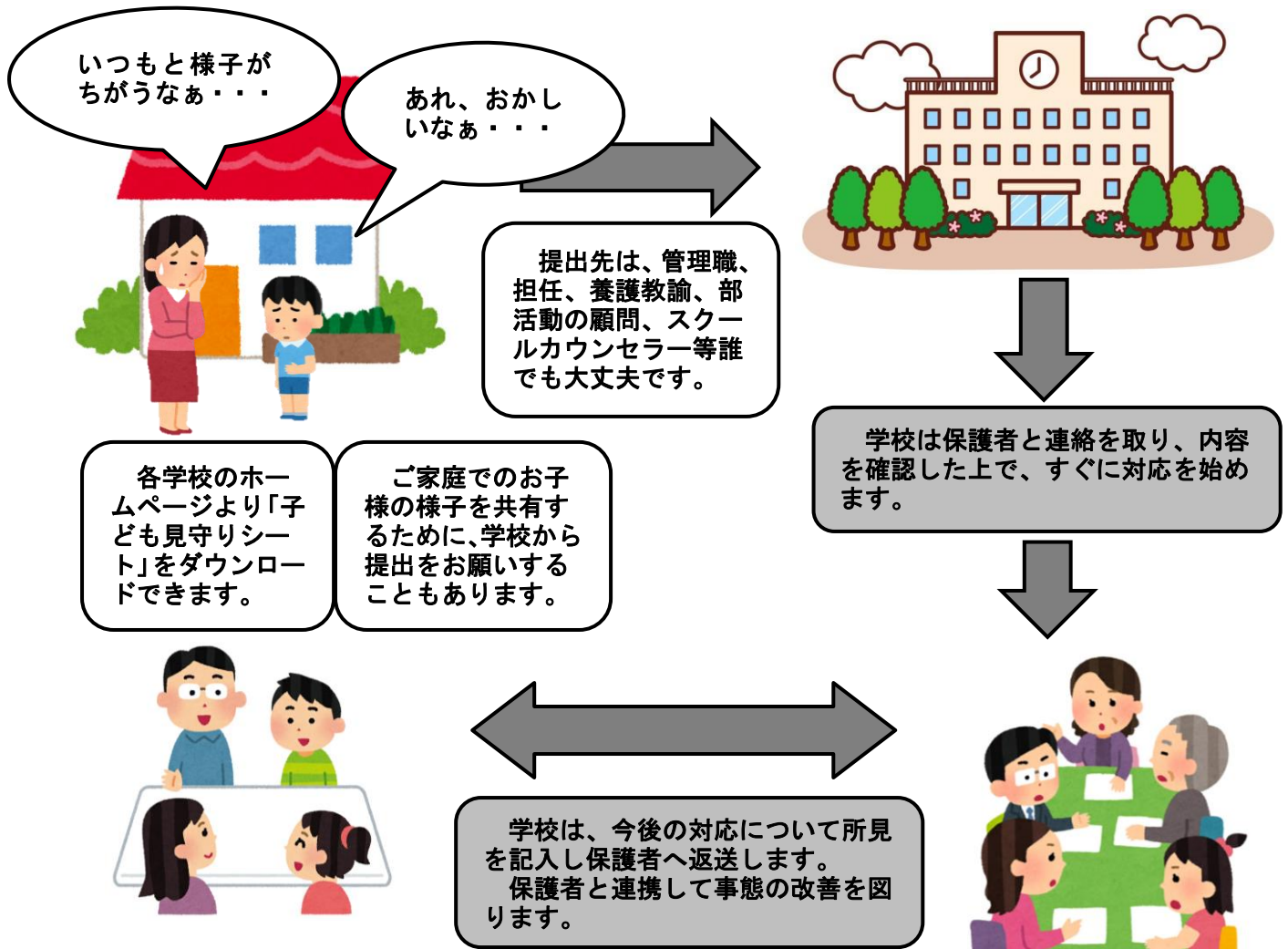
子どもが学校・家庭・地域で見せる姿は、それぞれ違ってきます。だからこそ、子どもに関わるすべての大人が「あれ、おかしいぞ」「いつもと違うぞ」と気になった時に情報を共有することで、子どもの悩みやSOSにすぐに対応することが大切です。そこで、ご家庭でのお子様の様子が気になることがありましたら「子ども見守りシート」を学校にご提出いただきますようお願いいたします。

「いじめを許さないまち八王子条例」

第7条 保護者は、子どもの教育について第一義的責任を有するものであり、保護する子どもがいじめを行うことのないよう、当該子どもに対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する子どもがいじめを受けたときは、適切に当該子どもをいじめから保護するものとする。

3 保護者は、市及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。



家庭と学校が連携して、「いじめの芽」の段階で早期対応していきましょう。